

# これまでの 函館市地域ケア全体会議について

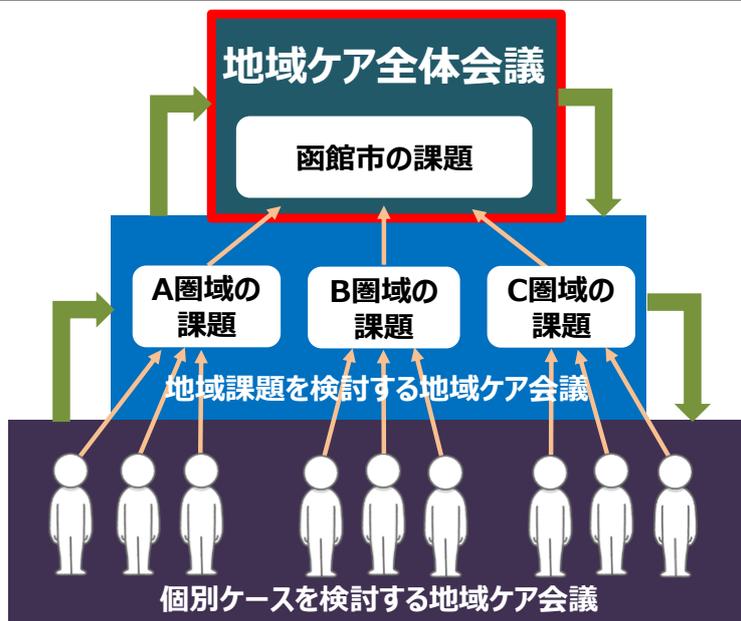
保健福祉部高齢福祉課

## 地域ケア会議

困っている高齢者の支援方法を検討するとともに、そこから地域に共通した課題を発見し、その解決方法をみんなで考える会です。



# 地域ケア会議の全体像



# 平成28年度地域ケア全体会議



# 平成28年度地域ケア全体会議

## 【取組方針を共有】

認知症になっても住み慣れた地域でその人らしい生活を営むための、住民、関係機関、行政の総合力による地域づくり

1. 必要な知識の普及
2. 相談しやすい仕組みづくり
3. 火災リスクに気づく人を増やす

## 1. 必要な知識の普及

### ○支え合いのパンフレットの配布

40か所 約1,000部



## 1. 必要な知識の普及

### ○認知症サポーター養成講座

51回 1,649人 (H30.2末現在)



## 2. 相談しやすい仕組みづくり

### ○在宅福祉委員会との連携強化に向けて

- ・川原町在宅福祉委員会との意見交換
- ・社会福祉協議会との意見交換

## 2. 相談しやすい仕組みづくり

### ○介護支援専門員と地域が つながる仕組みづくり

【第1回】

- 11月11日（土） 13：30～17：00
- 北海道教育大学函館校特別教室
- 参加状況
  - ・ 居宅介護支援事業所等の介護支援専門員  
75人（131事業所中49事業所）
  - ・ 地域包括支援センター  
10人（その他スタッフとして10人）

## 2. 相談しやすい仕組みづくり



## 2. 相談しやすい仕組みづくり

### 【第2回】

- 1月26日（金） 13:30～17:00
- 函館市総合保健センター 2階健康教育室
- 参加状況
  - ・ 介護支援専門員（日常生活圏域から1人）  
9人
  - ・ 地域包括支援センター  
10人

## 2. 相談しやすい仕組みづくり



## 2. 相談しやすい仕組みづくり

### ○地域見守り活動に関する協定を 締結している事業者との意見交換会

18事業所中 13事業所 17人



## 3. 火災リスクに気づく人を増やす

### ○火災予防のリーフレットの配布

20か所 約600部

#### 火災予防で安全な地域づくりを！！

近年の住宅火災による死者数は、全国で1,000人前後の高い水準で推移しており、このうち約7割が65歳以上の高齢者となっています。

高齢者で暮らしている、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしたい暮らしが継続できる地域づくりを行うための地域ケア会議でも、「火災の発生が起きなくなったら施設に入らなければならぬのでは？」という不安の声が聞かれます。火災が起きないが、高齢者の高齢者が多く聞かれています。

ひとり暮らしが火災を起さないこととはもちろんですが、火災予防についての知識をもと、家族や地域住民、みんなで大変な火災を予防し、高齢者のいのちを守りましょう。

○住宅火災による死者数の推移（全国）

○住宅火災発生数と高齢者（国勢調査）

国勢調査では、平成28年度の全火災件数より約2割のうち、住宅火災は39万件でした。

住宅火災の発生場所は・・・

- ①たばこ（7割）
- ②こたし（16割）
- ③暖房 火（15割）

となっています。

火災予防のために ～いのちを守る7つのポイント～

- ①電線はこは、雑沓やめまします。
- ②ガスこぼれは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ③ガスこぼれなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。
- ④消火器をためらわずに、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ⑤喫煙、洗濯およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用しましょう。
- ⑥火災を小さいうちに消すために住宅用消火器を設置しましょう。
- ⑦お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣居間の協力体制をつくりましょう。

※中央委員：生活福祉委員・民生児童委員、青年学童会を組織している事業者、介護福祉事業者、地域包括支援センター ※その他高齢者の生活に関する関係者の皆様もぜひこのリーフレットを配布して取り組んでください。

住宅用火災警報器について

住宅火災で死者が発生する原因は、火災に気づかず気づかれないことです。

火災の発生を早く気づくために、「住宅用火災警報器の設置」が義務付けられています。

警報器が設置されているのを確認すると共に、設置していないの場所をこのリーフレットで調査してください。

国勢調査では、平成28年12月31日現在、115件の義務化が完了しています。

住宅用火災警報器について

火災が発生したときには、消火器で初期消火を行うことが、被害を最小限にするためにとても重要です。

「お年寄りや身体の不自由な人」が一人で暮らす場合は、消火器だけでなく、「エアゾール式複機能火災警報器」といったものも設置されています。

高齢者について

死者が発生した住宅火災で、もっとも多いのが高齢者です。たばこによるものです。また、調理中、高齢者に気づく遅延が原因とするケースがあります。

高齢者の高齢化に伴って「認知症」によることで予防できる能力、カーテンやじゅうたんを燃やすこと、危険に気づかずに火をつけることなどが増えることが懸念されています。

○地域での見守りについて

高齢者では、高齢化が進むにつれて、今後も高齢化率は増加していくと予想されています。高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ暮らし、高齢者と接する機会が減少し、火災の発生ととも、自分で避難することが困難な状況も増加しています。

「いつまでも自宅で暮らしたい」と思う人は多いと思いますが、高齢になっても、誰かがあってもおぼろげな地域で安心して暮らすためには、本人や家族だけでなく、地域全体の見守りやサポートも重要になってきます。

自衛から地域全体で火災予防についての意識を高める取り組みを行うとともに、真実を知りながら予防に取り組むことが地域全体の安全を高めるので、ご協力をお願いします。

＜あなたの町の相談窓口＞

- 国領市地域包括支援センター
- 住 所 国領市
- 電話番号 -

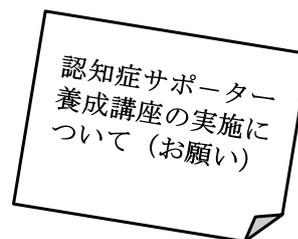
- 国領市保健福祉部高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口
- 住 所 国領市東町4番13号（国領市役所2階）
- 電話番号 21-3011

※国領市地域ケア支援センター（国領市保健福祉部高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口）

### 3. 火災リスクに気づく人を増やす

#### ○火の管理に関して高齢者と関わりのある事業所へ認知症サポーター養成講座のご案内

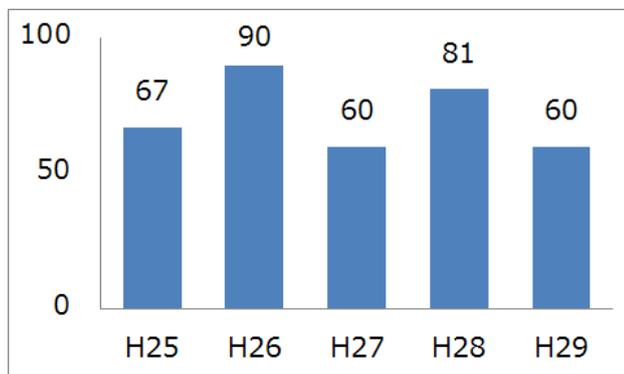
- ・ 函館地方石油業協同組合  
36事業所
- ・ 北海道LPガス協会  
65事業所



### マメ知識

#### 函館の火災 最少60件！

高齢者はコンロの消し忘れに要注意。  
自動消火装置のあるものが便利です。

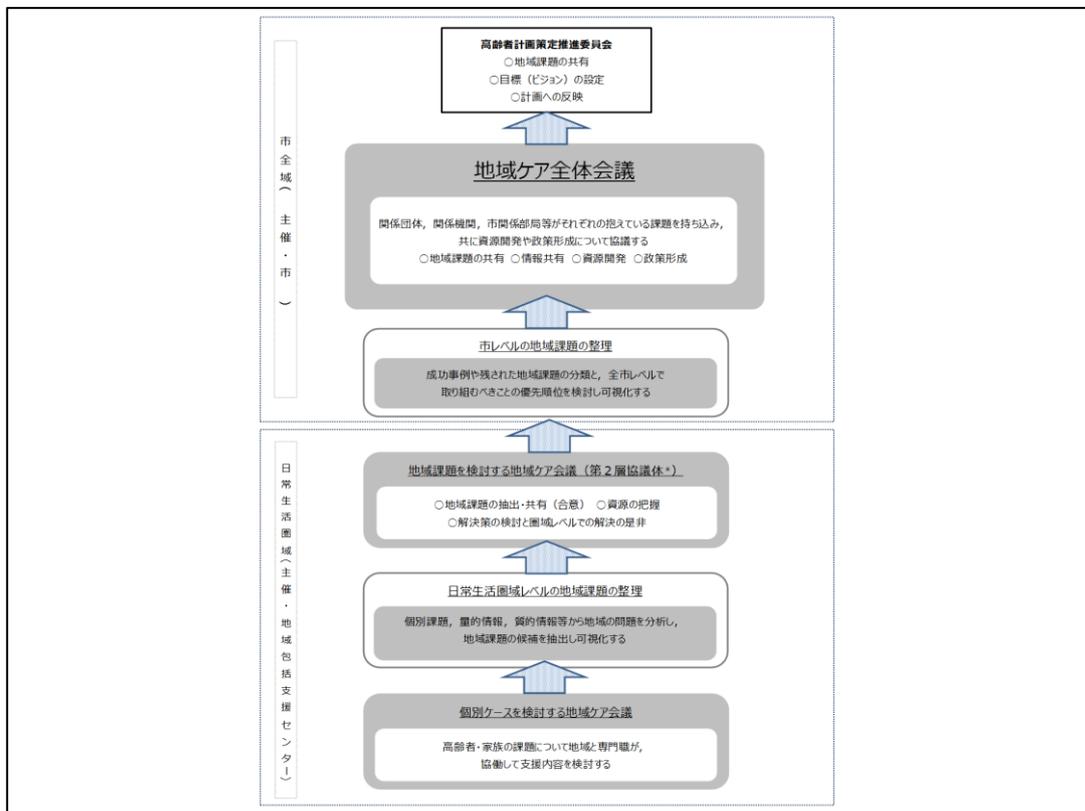


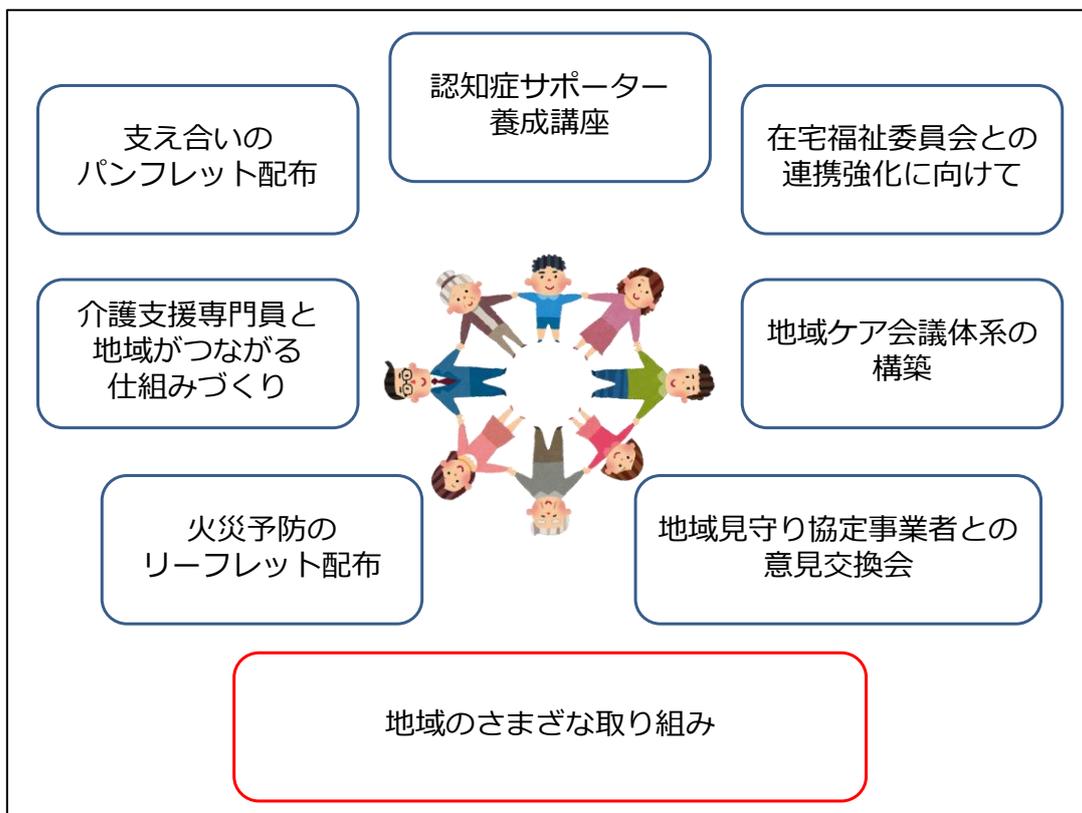
函館市消防本部予防課より



# 地域ケア会議体系の構築

- 第8次函館市高齢者保健福祉計画  
第7期函館市介護保険事業計画（素案）  
P.45参照





— メモ —

<b>基本施策 1</b>	個別施策(2) 地域ケア会議の推進
	ア 地域ケア会議の開催
	イ 地域ケア会議体系の構築

取組の内容

**ア 地域ケア会議の開催**

地域住民，民生委員・児童委員など地域の支援者や専門的視点を有する多職種の参画により，地域ケア会議を開催し，高齢者やその家族に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図るとともに，多職種・多機関が連携・協働し，地域包括支援ネットワークの構築を進めます。

(ア) 地域包括支援センターが主催する地域ケア会議

日常生活圏域において，地域住民および民生委員・児童委員などの地域の支援者，介護支援専門員等の多職種と連携・協働し，「個別ケースを検討する地域ケア会議」および「地域課題を検討する地域ケア会議」を開催し，個別ケースの支援を通じて，地域課題の把握を行うとともに，地域包括支援ネットワークの構築を進め，高齢者の自立支援や地域課題の解決に必要な社会資源の開発を推進します。

(イ) 市が主催する地域ケア会議(地域ケア全体会議)

日常生活圏域から抽出された地域課題を踏まえ，地域包括支援センターや関係機関，関連する会議体等と連携・協働し，『共に支え合うまち函館をめざして』をテーマに，「困った時に頼める人がいる」，「誰かの役に立っている」という市民が増えるよう，地域住民，関係機関，行政の総合力による地域づくりを行います。

トピックス

〔地域ケア会議〕

地域住民および民生委員・児童委員などの地域の支援者，介護支援専門員等の多職種が集まり，個別ケースの支援内容の検討や地域の課題について話し合う会議。高齢者個人に対する支援の充実とともに，それを支える社会基盤の整備を同時に進めること。地域包括ケアシステムを構築していくための手法のひとつ。



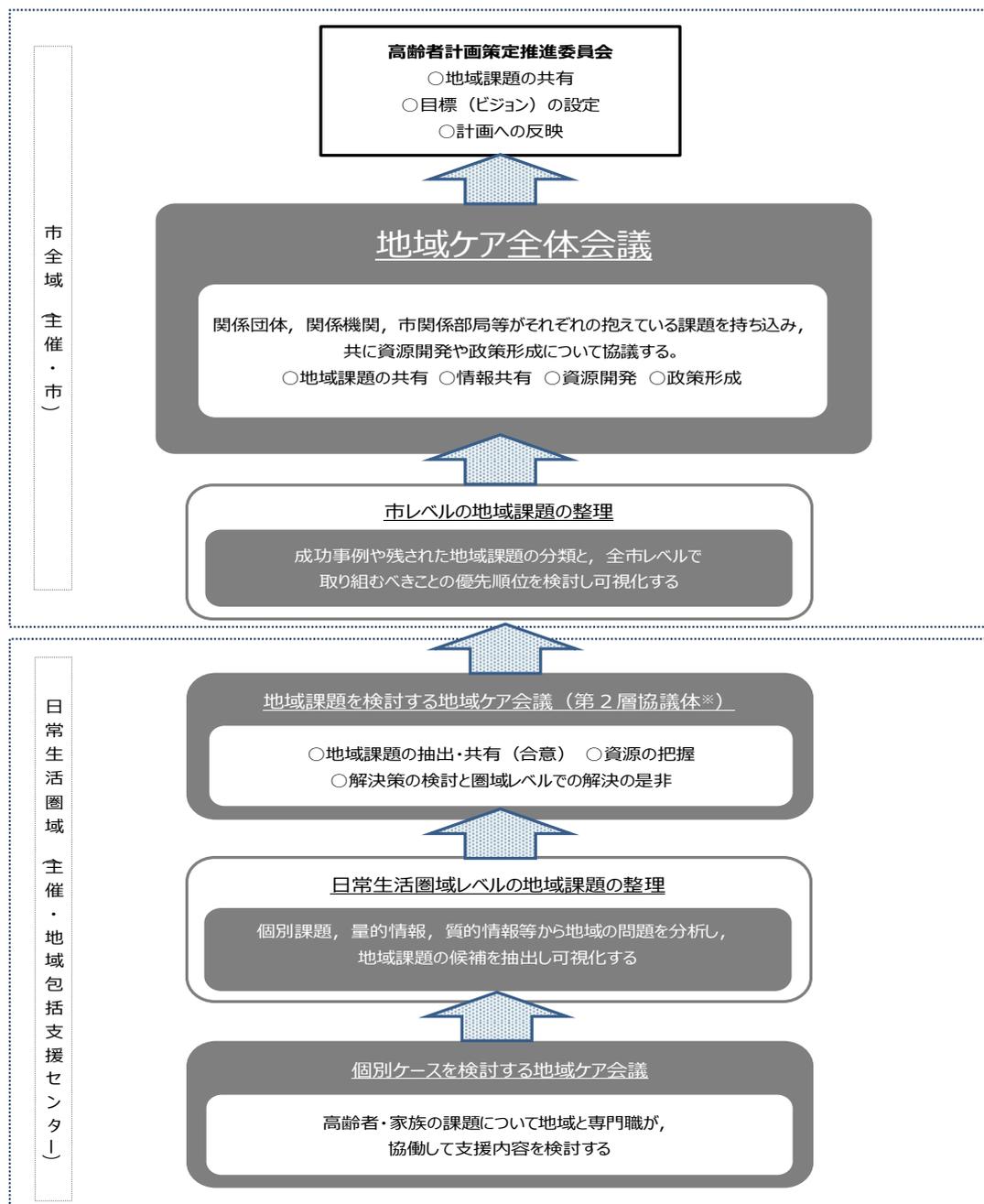
地域ケア全体会議の様子

取組の内容

イ 地域ケア会議体系の構築

地域包括支援センターと協働し、個別ケースを検討する地域ケア会議において自立支援型のケアマネジメント支援の視点を加えるほか、把握した地域課題の整理方法、既存の会議体等との連携体制を構築することについて検討を進めるなど、体系の構築と実効性のある仕組みづくりに取り組み、地域ケア会議の充実を図ります。

【函館市における地域ケア会議体系】



※生活支援体制整備事業における、日常生活圏域(第2層)単位に設置する協議体のことをいう。(42ページ参照)